

令和7年度 地域スポーツの場づくりに関するオンラインセミナー
第1回 公共空間の積極活用



スポーツ庁

**地域において誰もが気軽にスポーツに
親しめる場づくりの実現に向けて
～本オンラインセミナーの狙い～**

令和7年8月8日

スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 付

スポーツ基本法(2011年制定)

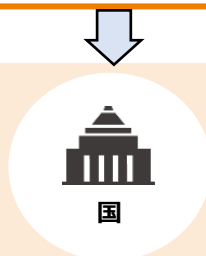
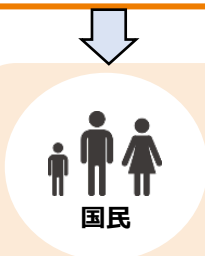
- スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定

スポーツ基本計画

5年間の日本のスポーツの重要な指針

今後の我が国のスポーツ政策の方向性を示すもの



関係者が一体となって「スポーツ立国」実現を目指す

スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方



「世界共通の人類の文化」としての「スポーツ」

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、**世界共通の人類の文化**である」と示されている。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うような「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツ基本計画においては必要な方針や具体的施策等を示すことが求められている。



基本計画で取り扱う「スポーツ」

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「**自発的な**」参画を通して、人々が感じる「**楽しさ**」や「**喜び**」に本質を持つもの（「Well-being」の考え方にもつながる）

基本



する



みる



ささえる

スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという**社会活性化等に寄与する**



地域社会の再生



健康長寿社会の実現



国民経済の発展

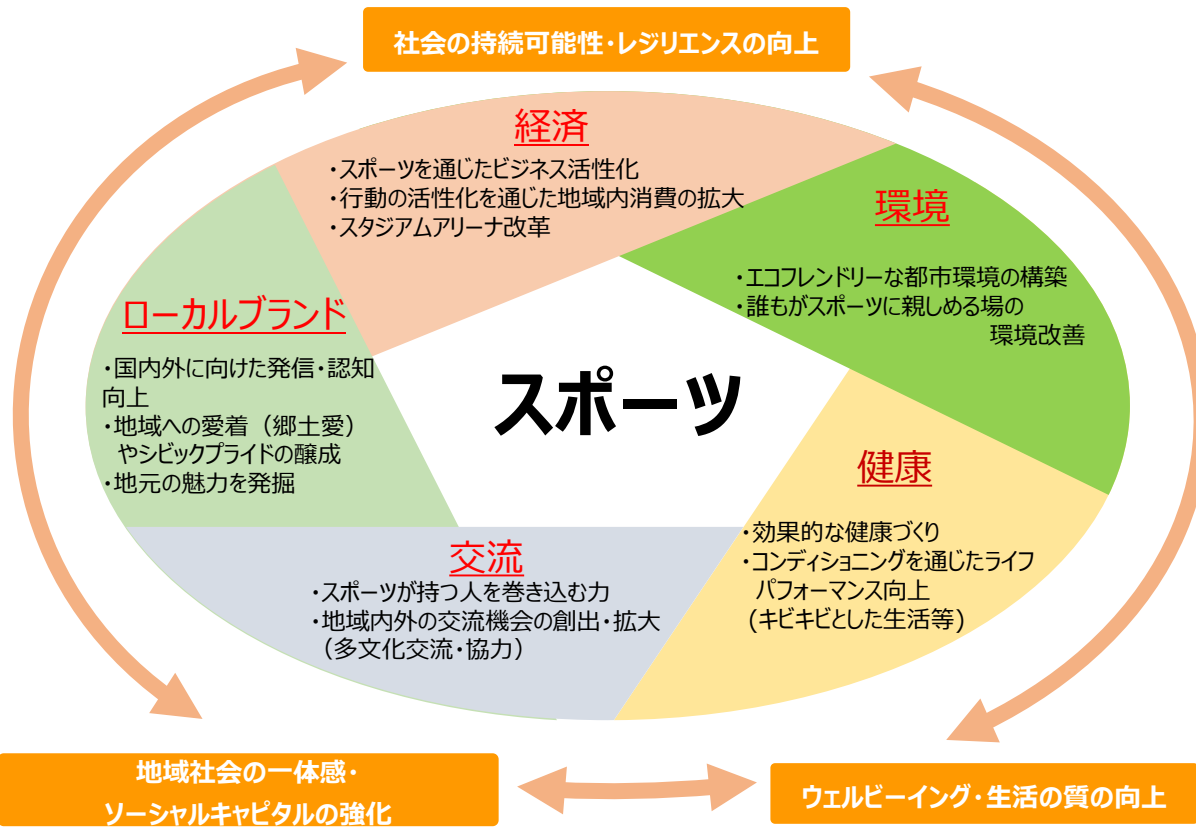


国際相互理解の促進

など

スポーツによる地域振興の価値

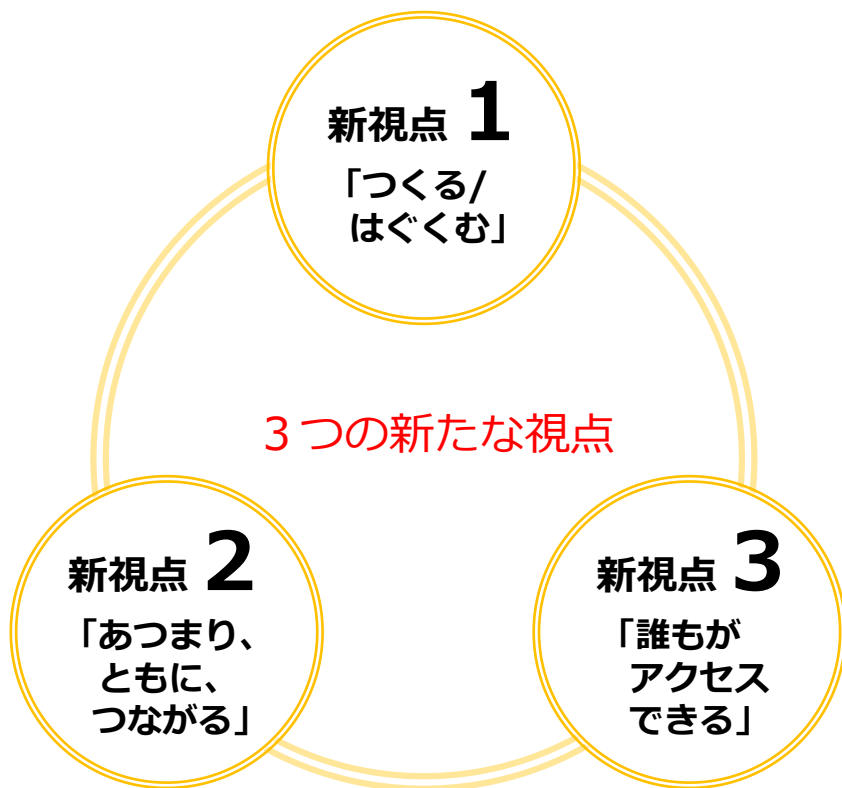
スポーツによる地域振興は、地域が抱える過疎化・経済の停滞等の各種課題に対し、スポーツがもたらす5つの価値（経済、環境、健康、交流、ローカルブランド）を通じて、「ウェルビーイング・生活の質の向上」「地域社会の一体感・ソーシャルキャピタルの強化」「社会の持続可能性・レジリエンスの向上」などを達成することが期待される。



5つの価値	スポーツがもたらす一次的な価値（例）
経済	スポーツを通じたビジネス活性化、雇用機会の創出、行動の活性化を通じた地域内消費の拡大、スタジアムアリーナによる賑わい創出・まちづくり、高付加価値な体験・経験への消費、DXの活用
環境	エコフレンドリーな都市環境の構築、自然との共存、気候変動への適応、スポーツに親しめる場の環境改善、ユニバーサルデザインの推進、防災機能の維持・向上
健康	ライフパフォーマンス向上・コンディショニングを通じた人々の心身の健康増進、ライフステージに応じた活力あるキキキとした生活、科学的根拠に基づいた効果的な健康づくり、人間形成、幸福度の向上
交流	人材育成・教育機会の確保、スポーツが持つ人を巻き込む力、地域内外の交流機会の創出（多文化交流・協力）、多様性を尊重する社会づくり（ダイバーシティ、インクルージョン）
ローカルブランド	国内外に向けた発信・認知向上、地元の魅力を発掘やヘリテージの磨き上げ、地域への愛着（郷土愛）やシビックプライドの醸成、地域文化の発掘・醸成

スポーツ基本計画における「新たな視点」

中長期的な基本方針を踏襲しつつ、
第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえると、
国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、
以下の**3つの新たな視点が必要**



3つの新たな視点は、それぞれが完全に
独立したものとして捉えるのではなく、
相互に密接に関係しあう側面があることに留意。

1. 「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

2. 「あつまり、ともに、つながる」

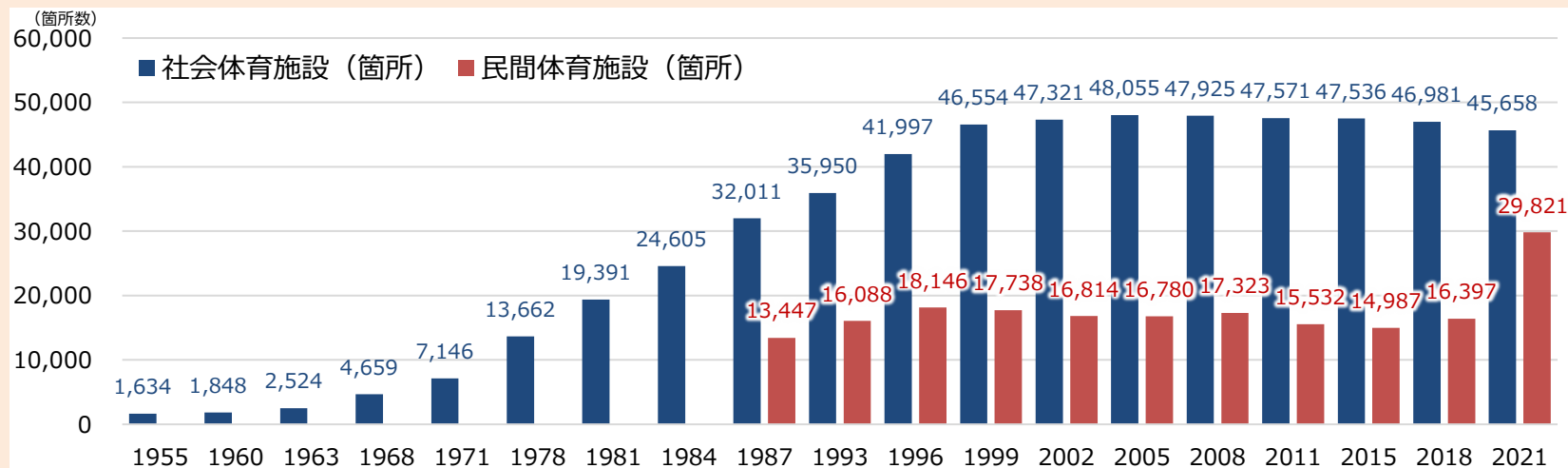
様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

3. 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

運動・スポーツに親しめる場を取り巻く環境について

- 2021年の調査において、社会体育施設は45,658箇所、民間体育施設は29,821箇所（※推計値）となっており、社会体育施設は、2005年まで増加していたが、それ以降はわずかに減少している状況である。
- その結果、**国民が気軽にスポーツに親しむことができる場が減っている現状**がある。



※2021年の民間体育施設数は、都道府県別、産業省分類別、従業員規模別の母集団事業所数を反映したウェイトを用いた推計により作成 (出典) 文部科学省「社会教育調査」

第3期スポーツ基本計画において…

[目標] **地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりの実現**



ストック・マネジメント

(全体最適)
個別施設計画の
内容充実・着実実行



「量」的充実



- 学校体育施設の有効活用 (開放・複合化)
- 民間スポーツ施設の公共的活用
- オープンスペース等の活用
- 既存施設の更なる活用 (知恵と工夫)

「質」的充実



- 民間活力の活用 (PPP/PFIなど)
- ユニバーサルデザイン化
- 安全・安心
- DX化
- グリーン化

「持続可能な地域スポーツ環境の確保・充実」

地域住民のためのスポーツの場～まちづくりへの展開～

地域において…

誰もが気軽に

- 子ども
- 幼児
- 女性
- 家族
- 大人
- 働く世代
- 障害者
- 子育て世代
- など



スポーツに親しめる場

- 社会体育施設
- 民間スポーツ施設
(民間・職場・町道場)
- 学校体育施設
- 大学・高専体育施設
- オープンスペース
- など

～する・みる・ささえる～

(効果の例)

- 健康増進
医療費の軽減
生活のしやすさ
- 民間活力の導入による
サービスの向上
- 既存ストックの有効活用
- 複合化による
施設機能の高度化
- 賑わい創出
地域経済の活性化

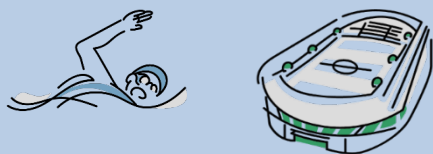


体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

事業開始年度 平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 地域のスポーツ環境の充実
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※空調新設、災害対応の浄水プール等は1/2

R7制度改正

- 公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化について、補助率を1/2に引上げ

事業開始年度 令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（32億円の内1,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

学校施設環境改善交付（令和7年4月から）

社会体育施設を 複合化・集約化 する場合

補助率が **1/2** に引き上げられました



制度改正の概要

社会体育施設と他の公共施設（社会教育施設・子育て支援施設・学校施設など）とは、機能面等で共通点が多く、**施設の複合化による共通する機能（会議室や更衣室等）の共有**によって、**公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト縮減**を図ることができます。こういった効率的な施設整備を推進するため、**社会体育施設を新改築する際、他の公共施設と複合化・集約化する場合の補助率を1/2**に引き上げました。

対象事業・補助要件

《 対象事業 》

地域スイミングセンター新改築事業

地域スポーツセンター新改築・改造事業

地域武道センター新改築事業

地域屋外スポーツセンター新改築事業

《 補助要件 》

- 整備される建物の **延床面積** が、複合化等の相手方を含めた公共施設（既存施設）より **10%以上削減**。
※ただし、複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。
- 複数の既存施設を複合化・集約化し、一つ以上の施設として整備すること。
- 複合化等の相手方は、公共施設（社会教育施設、子育て支援施設、学校施設など）とする。

《 補助率 》

<現行>

1/3



<引き上げ後>

1/2

※ただし、毎年度の予算状況等を踏まえ、算定割合の引上げ要件を満たす事業であっても、事業採択の調整を行う場合あり。

想定される整備内容（屋内プールの例）

学校プールを社会体育施設と複合化

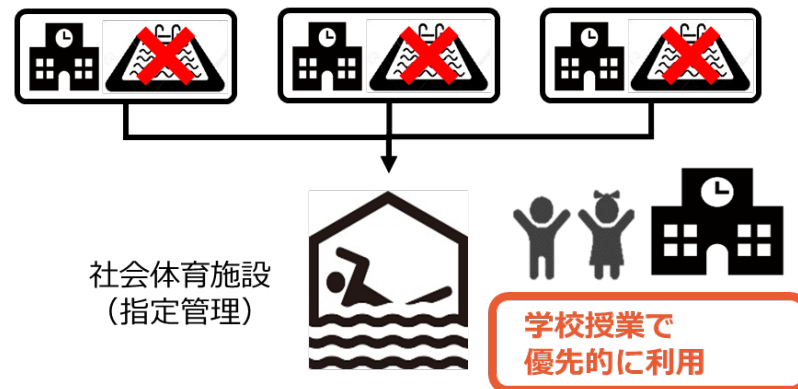
学校プールを **社会体育施設として屋内プールに改築**し、授業以外の時間帯を一般開放。（既存の社会体育施設のプールを同時に廃止）




学校プールの集約化

各学校で保有していたプールを廃止。

社会体育施設としてのプールを新改築し、学校が優先利用。



 屋内プールの整備によりこんなメリットが！

- ✓ 年間通じて利用可能に。学校教育以外は地域へ開放。**住民の新たなスポーツの場に。**
- ✓ 維持管理を外部委託等することで、**教員負担の軽減にも寄与。**
- ✓ 天候や気温に左右されず、**計画的な水泳授業の実施が可能に。**
- ✓ 可動床の導入等により、利用者の体格や用途に合わせた**水深調整が可能に。**
- ✓ 屋外プールを利用する児童に比べ、倍以上の児童が水泳授業に対し好意的に。

持続可能な地域スポーツ・教育環境の実現に向けて、
中長期を見据えた検討をお願いします。

地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりの実現

性別、年齢、障害の有無等に関係なく、
地域において誰もがスポーツ施設でスポーツをすることができる
環境を整備していくことが求められる。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第十二条 国及び地方公共団体は、**国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする**とともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、**利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善**、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、**障害者等の利便性の向上を図る**よう努めるものとする。

第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）

③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

エ 国は、（公財）日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、**性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等**について、東京大会を契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により推進する。

【ガイドブックの対象】

地方公共団体

- スポーツ施設を保有している
- スポーツ施設を新築・改築しようとしている

民間事業者

- スポーツ施設の計画・構想の策定支援
- スポーツ施設の設計・建設
- スポーツ施設の管理・運営
- 民間スポーツ施設を保有

民間事業者が福利厚生施設として保有しているスポーツ施設や一般開放等を行なっている学校体育施設等でも参考となる

スポーツ施設の利用を想定される属性

障害者

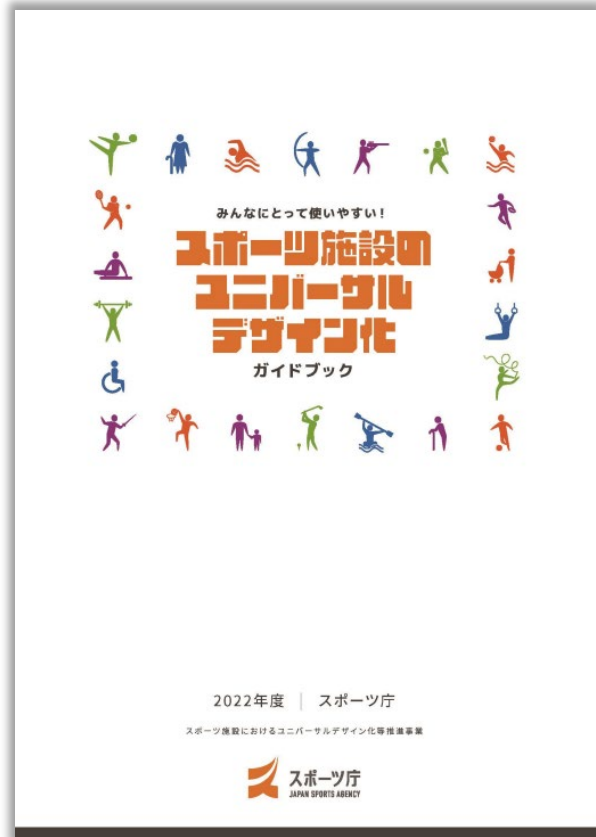
- ① 肢体不自由 (立位・車いす利用)
- ② 視覚障害
- ③ 聴覚障害
- ④ 内部障害
- ⑤ 知的障害
- ⑥ 精神障害
- ⑦ 発達障害

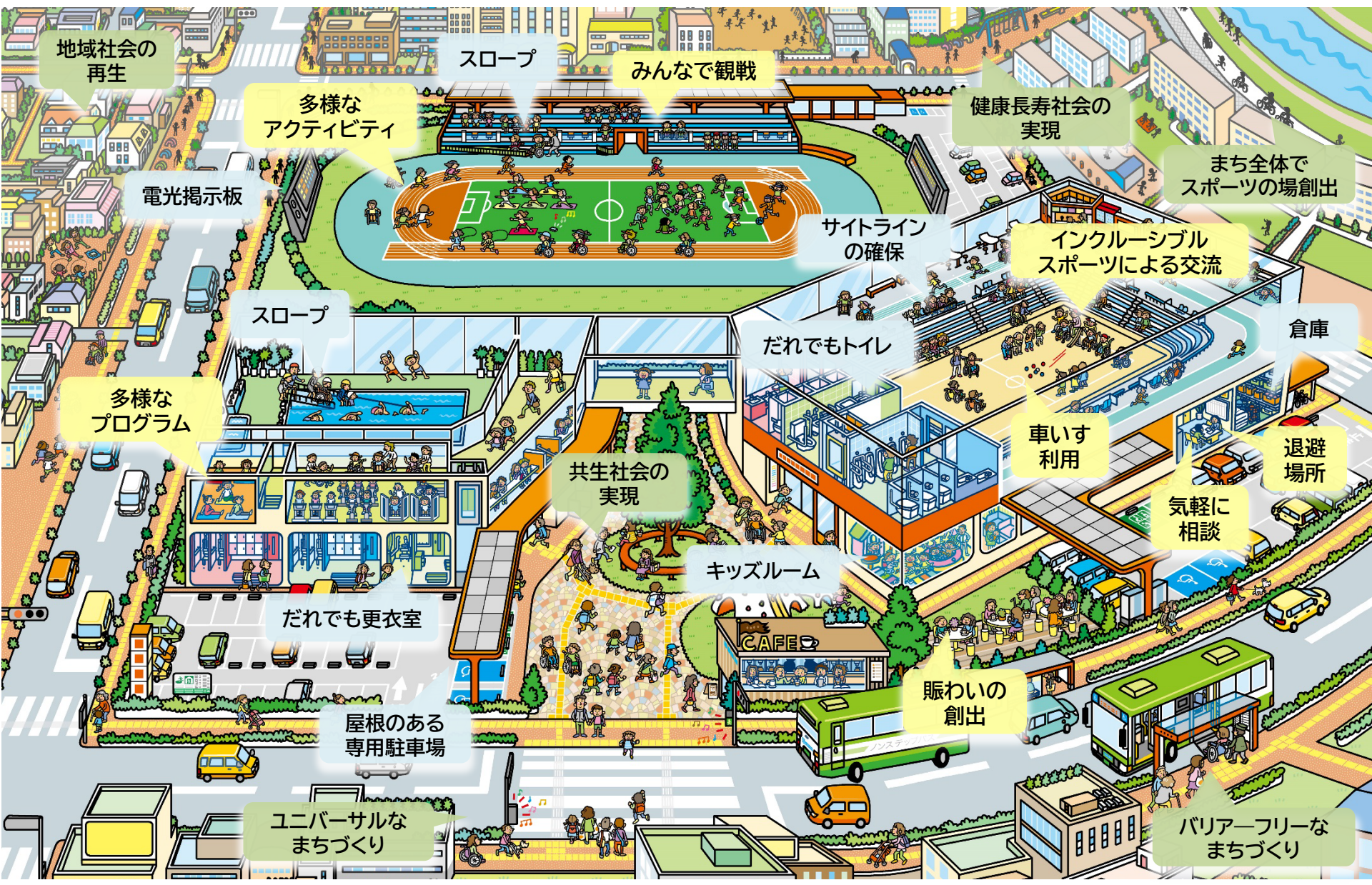
健常者*

- ⑧ 高齢の方
- ⑨ 子育て親世代
- ⑩ 女性 (妊婦/一般女性)
- ⑪ 子ども
- ⑫ 外国人
- ⑬ LGBTQ+

※本ガイドブックにおいて、形式上、障害者と健常者と分けているが、「障害者＝健常者（常に健やかな者）ではない」ということではない

【ガイドブックで扱う対象】





**第1回 「公共空間の積極活用」
スポーツで公共空間を使い倒す**

**第2回 「誰もが安全に活用できるスポーツ空間」
誰もが安全に安心してスポーツに親しめる場にする**

**第3回 「官民連携による身近なスポーツ環境整備」
官民連携でスポーツを楽しみたくなる居心地のよい場を作る**

**第4回 「民間施設の公的活用と持続的な経営」
民間スポーツ施設と力を合わせて、地域のつながりをはぐくむ**

⇒**地域スポーツの場づくりは、
いつでもどこでもだれでもできるという視点を総合的に学ぶ**

⇒**地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりが各地で進む**